

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（地方税法第25条の規定により非課税となるものを除きます。）が県民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の県税事務所に1通を提出してください。

2 記載上の注意

- (1) 「※処理事項」欄には記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載します。
- (3) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載します。
- (4) 「同左の月数①」欄の月数は暦により計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
- (5) 「この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額②」欄の金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

（参考）

均等割額の早見表

【基準税率】21,000円

月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
税額	1,700円	3,500円	5,200円	7,000円	8,700円	10,500円
月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
税額	12,200円	14,000円	15,700円	17,500円	19,200円	21,000円

※ 平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の5%相当額が加算されています。